

## 富山県子どもの貧困対策計画としての性格・役割について

- 1 新たな子育て支援・少子化対策の基本計画の性格・役割については、これまで、次のとおりと説明し、当部会の了承を得てきた。

新たな計画の性格・役割
○子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画
○次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画
○子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
○子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○母子保健計画策定指針に基づく計画

- 2 昨年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、都道府県には、国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）を勘案して、「都道府県子供の貧困対策計画」を策定する努力義務が課されたところ。

- 3 県においては、国大綱の閣議決定後、県計画のあり方等について検討を重ねてきたが、以下の理由から、新たな子育て支援・少子化対策の基本計画の性格・役割の一つとして位置づけることとする。

## 【理由】

- 1 子どもの貧困の状況や必要な取組みは、子育て支援・少子化対策の基本計画の内容と多くが重複すること。
- 2 子どもの貧困対策は、子育て支援の側面を併せ持つこと。

新たな計画の性格・役割
○子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画
○次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画
○子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
○子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
○母子保健計画策定指針に基づく計画
○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画

※ 富山県子どもの貧困対策計画を子育て支援・少子化対策の基本計画に位置づけることについては、1 月 28 日に開催の「子育て家庭に対する支援施策検討部会」（部会長：宮田伸朗 富山国際大学子ども育成学部長）においてもご説明したところ。